

防衛医科大学校達第8号

防衛医科大学校における施設の維持及び使用に関する達を次のように定める。

昭和57年9月24日

防衛医科大学校長代理

防衛庁事務官 中名生 正 己

防衛医科大学校における施設の維持及び使用 に関する達

改正	昭和63年10月25日達第7号	平成19年3月28日達第4号
	平成元年5月29日達第4号	平成19年3月28日達第5号
	平成5年4月1日達第4号	平成23年12月27日達第5号
	平成7年3月31日達第1号	平成26年4月1日達第9号
	平成7年5月31日達第6号	平成27年3月30日達第1号
	平成8年10月1日達第10号	平成28年3月31日達第9号
	平成9年10月1日達第11号	平成29年3月30日達第3号
	平成12年6月5日達第4号	平成31年3月29日達第5号
	平成14年2月27日達第1号	令和2年3月30日達第8号
	平成14年4月1日達第3号	令和2年8月4日達第12号
	平成15年10月20日達第8号	令和3年3月31日達第3号
	平成16年3月31日達第2号	令和3年8月30日達第6号
	平成17年1月13日達第1号	令和5年6月30日達第3号
	平成18年3月31日達第3号	令和5年11月1日達第8号
	平成19年1月9日達第1号	

(趣旨)

第1条 この達は、防衛医科大学校（以下「大学校」という。）の施設（国家公務員宿舎を除く土地、立木竹、建物及び工作物をいう。以下同じ）の使用（大学校の職員、医学科学生、看護学科学生、医学研究科学生、研修医官及び研修歯科医官が勤務中であると否とにかかわらず使用することをいう。以下同じ）及び維持（使用する施設の現状保持及び所定の手続きに従い原状回復を図ることをいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用責任者等)

第2条 大学校に、施設使用責任者（以下「使用責任者」という。）及び施設使用責任補助者（以下「補助者」という。）を置く。

- 2 使用責任者及び補助者は、施設使用区域指定一覧表（別表）の使用責任者及び補助者の欄に指定された者をもって充てる。
- 3 使用責任者は、施設を日常使用することにより生ずる破損、損耗等使用区域の状況把握に心掛け、施設の維持に務めなければならない。
- 4 補助者は、使用責任者の業務を補佐するものとする。

(修繕等の申請等)

第3条 使用責任者は、施設の使用区域において次の各号に掲げる事態が発生したときは、速やかに施設（修繕、模様替等）申請書（別紙様式第1）に所要事項を記入のうえ、防衛医科大学校長（企画部管理施設課長気付）に提出するものとする。ただし病院にあっては、事務部病院運営課長経由とする。

また、施設（修繕、模様替等）申請書の提出に際し、国有財産毀損報告書（別紙

様式第2)の提出を求める場合がある。

- (1) 施設がき損若しくは損耗により修繕の必要が生じたとき、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 施設を使用するうえで、軽微な模様替えを必要とするとき。
- (3) 仮設物(物品として取得したものを含む。)を設置するとき。
- (4) その他施設を使用するうえで、改善する必要があると認めたとき。

2 使用責任者は、施設が天災その他の事故により、喪失若しくはき損が生じたとき、又はそのおそれがあるときは、速やかに前項の定める手続きに準じてその概要を報告するものとする。

(光熱水料の徴収)

第4条 国の業務以外で、施設を使用する際に生ずる光熱水料の徴収については、契約書によるほか、別に定めるところによる。

(冷暖房期間)

第5条 施設の冷暖房機(冷房機、暖房機、冷暖房機で各課又は室、学科目、講座、研究室等に設置した個別の当該機器を含む。)の使用は、次の各号に掲げる期間を基準とする。

- (1) 夏季 7月1日から8月31日
- (2) 冬季 12月1日から3月31日

2 前項に規定する細部期間及び使用方法等については、別に定めるところによる。

(使用者の義務)

第6条 施設(次項に規定する施設を除く。)を使用する者(以下「使用者」という。)は、原則として当該施設の使用責任者の了解を得て使用するものとする。

2 使用者は、次の各号に掲げる施設を使用するときは、当該使用責任者に使用目的、使用時間等必要な事項についてあらかじめ承認を得るものとする。

- (1) 本部庁舎の第1会議室及び第2会議室
- (2) 本部別棟の浴室
- (3) 体育館
- (4) 武道館(屋内プールを含む。)
- (5) 陸上競技場、野球場、テニスコート及びハンドボールコート
- (6) 1号館、2号館、8号館及び9号館の教室
- (7) 臨床講堂の大講堂、第1講堂及び第2講堂
- (8) 病院の第2会議室及び第3会議室
- (9) 防衛医学研究センターの会議室

3 使用者は、当該施設(共同の用に供する区域を含む。)を善良な注意をもって使用にあたるとともに、不良個所又は異常個所を発見したときは、速やかに使用責任者に通知するものとする。

(使用心得)

第7条 施設のうち、使用上又は操作上特に指示を要するものについては、当該使用責任者が使用心得等必要な措置をとることができる。

附 則

- 1 この達は、昭和57年9月24日から施行する。
- 2 この達の施行前において、既に使用心得の掲示等必要な処置がとられている場合は、この達の第7条の規定によりとられたものとみなす。

附 則

この達は、昭和63年10月25日から施行する。

附 則

この達は、平成元年5月29日から施行する。

附 則

この達は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成7年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この達は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この達は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この達は、平成12年6月15日から施行する。

附 則

この達は、平成14年3月1日から施行する。

附 則 (抄)

この達は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成15年10月20日から施行する。

附 則

この達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成17年1月13日から施行する。

附 則

この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則

この達は、平成19年3月28日から施行する。

附 則

この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和2年8月5日から施行する。

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年11月1日から施行する。

別表（第2条関係）

施設使用区域指定一覧表

区 分	名 称	使用区域	使用責任者	補助者
1 土地		ア 全区域（厚生課長の使用に係るものを除く。）	管理施設課長	管財係長
		イ 託児所地区（付図防衛医科大学校配置図の太点線で囲まれた区域をいう。）の土地	厚生課長	厚生第2係長
2 立木竹		全部	管理施設課長	営繕係長
3 工作物 (屋外)		ア 全部（総務課長、学生課長、医学教育研修センター事務長、学科目（保健体育）の長、病院運営課長及び厚生課長の使用に係るものを除く。）	管理施設課長	管財係長 営繕係長 工務第1係長 工務第2係長
		イ 学校地区（付図防衛医科大学校配置図の太実線に囲まれた区域以外をいう。）の駐車場	総務課長	総務係長
		ウ 弓道場の射場	学生課長	学生係長
		エ 献体解剖碑及び動物慰霊碑	医学教育研修センター事務長	総務係長

		オ 陸上競技場、野球場、テニスコート及びハンドボールコート	学科目（保健体育）の長	学科目（保健体育）の長が指名する者
		カ 病院地区 （付図防衛医科大学校配置図の太実線に囲まれた区域をいう。）の駐車場	病院運営課長	施設係長
		キ 託児所地区 （付図防衛医科大学校配置図の太点線で囲まれた区域をいう。）の工作物	厚生課長	厚生第2係長
4 建物及び工作物(屋内)	(1) 本部庁舎	ア 学校長室、副校長室、応接室、秘書室、総務部長室、総務課事務室、第1・2会議室、文書・保全係事務室、当直室及び総務課倉庫並びに2階において共同の用に供する清掃用具室、給湯室及び便所	総務課長	総務係長
		イ 企画課事務室	企画課長	企画係長
		ウ 厚生課長室、厚生課事務室及び厚生課倉庫	厚生課長	厚生第1係長
		エ 警備室	管理施設課長	管理係長

		オ 企画部長室、主計課長室、主計課事務室及び主計課倉庫並びに1階において共同の用に供する清掃用具室、給湯室及び便所	主計課長	総務係長
		カ 経理課長室、経理課事務室、入札室、経理課倉庫及び複写室	経理課長	用度第1係長
		キ 学校本部の玄関、廊下、階段、入口扉、その他共同の用に供する区域	管理施設課長	管財係長
		ク 医学教育研修センター長室、医学教育研修センター事務長室、医学教育研修センター事務部事務室及び3階共用倉庫	医学教育研修センター事務長	総務係長
		ケ 研修管理室事務室	研修管理室長	総務係長
		コ 学生部長室及び学生課事務室並びに3階において共同の用に供する清掃用具室、給湯室及び便所	学生課長	学生係長
		サ 学生課倉庫	学生課長	器材係長

	(2)本部別棟	ア ドライバー 控室及び清掃員 控室	管理施設課長	管理係長
		イ 管理施設課 長室及び管理施 設課事務室並び に便所、浴室及 び共同の用に供 する区域	管理施設課長	管財係長
	(3)自転車置場	ア 本部庁舎に 隣接して設置し てあるもの	総務課長	総務係長
		イ 6号館に隣 接して設置して あるもの	管理施設課長	管財係長
		ウ 4号館に隣 接して設置して あるもの	管理施設課長	管財係長
		エ 学生舎及び 体育館に隣接し て設置してある もの	主任訓練教官	主任訓練教官 が指名する者
		オ 7号館に隣 接して設置して あるもの	医学教育研修 センター事務 長	総務係長
		カ 学生等宿舎 に隣接して設置 してあるもの	学生課長	看護学科学生 係長
		キ 設備機械棟 に隣接して設置 してあるもの	管理施設課長	管財係長
	(4)車庫	全部（洗車場を 含む。）	管理施設課長	管理係長
	(5)設備機械棟	全部	管理施設課長	工務第1係長 工務第2係長

(6) 警衛所	東・西・南・北 各出入口に設置 してあるもの	管理施設課長	管理係長
(7) 特別排水処 理施設	全部	管理施設課長	営繕係長
(8) 体育館	ア 全部（総務 課長及び管理施 設課長の使用に 係る区域を除 く。）	学科目（保健 体育）の長	学科目（保健 体育）の長が 指名する者
	イ 舞台（舞台 横倉庫及び控室 を含む。）	総務課長	総務係長
	ウ 放送室、機 械室	管理施設課長	工務第1係長 工務第2係長
(9) 体育館更衣 室	全部	学科目（保健 体育）の長	学科目（保健 体育）の長が 指名する者
(10) 武道館	ア 全部（学生 課長の使用に係 る区域を除 く。）	学科目（保健 体育）の長	学科目（保健 体育）の長が 指名する者
	イ 屋内プール （プールの使用 に係る更衣室、 シャワー室、便 所、監視室及び 倉庫を含む。）	学生課長	器材係長
	ウ 部室	学生課長	学生係長
(11) 弓道場	全部	学生課長	学生係長
(12) 運動部部 室	全部	学生課長	学生係長
(13) 防衛医学 研究センター	全部（渡り廊下 を含む。）	防衛医学研究 センター事務 長	総務係長
(14) 6号館	ア 学科目の室	学科目の長	学科目の長が 指名する者

		イ 講座の室	講座の長	講座の長が指名する者
(15) 5号館	ア 共同利用研究施設	共同利用研究施設長	共同利用研究施設長	共同利用研究施設長が指名する者
	イ 防衛医学研究センター研究施設	防衛医学研究センター事務長	防衛医学研究センター事務長	総務係長
	ウ 防衛医学研究センター事務室、1階倉庫、ロッカー室、印刷室及び献体事務室	医学教育研修センター事務長	医学教育研修センター事務長	経費第1係長
	エ 検体事務室	医学教育研修センター事務長	医学教育研修センター事務長	企画係長
	オ 学科目の室	学科目の長	学科目の長	学科目の長が指名する者
(16) 4号館	講座の室	講座の長	講座の長	講座の長が指名する教官
(17) 動物実験棟及第2動物実験棟	全部（渡り廊下を含む。）	動物実験施設長	動物実験施設長	准教授
(18) R I 実験棟	全部	動物実験施設長	動物実験施設長	動物実験施設長が指名する者
(19) 薬品庫	全部	占有する講座の長	占有する講座の長	講座の長が指名する教官
(20) 1号館	ア 教室（物理、化学、生物、語学演習室及び準備室を除く。）	医学教育研修センター事務長	医学教育研修センター事務長	医学科教務係長

		イ 語学演習室及び準備室	学科目（英語）の長	学科目（英語）の長が指名する者
		ウ 物理、化学及び生物の実習室、実験室及び準備室	担当学科目の長	担当学科目の長が指名する者
	(21) 2号館	ア 解剖実習室、病理組織実習室、準備室及び標本作業室	当該担当講座の長	講座の長が指名する教官
		イ 解剖学講座及び法医学講座で使用する室	担当講座の長	講座の長が指名する教官
		ウ 免疫・微生物学、国際感染症学実習室、衛生学公衆衛生学実習室、法医学実習室及び医用電子工学実習室	担当講座の長	講座の長が指名する教官
		エ 生理学実習室、実験室及び生化学実習室・準備室	担当講座の長	講座の長が指名する教官
		オ 教室、セミナー室及び映写室	医学教育研修センター事務長	医学科教務係長
	(22) 臨床講堂	全部	医学教育研修センター事務長	医学科教務係長
	(23) 3号館	ア 保健管理室長室、診察室及び待合室	保健管理室長	保健師
		イ 診療科等の部長の使用に係る区域	診療科等の部長	診療科等の部長が指名する者

(24) 研修医官棟	ア 研修管理室長の使用に係る区域	研修管理室長	研修係長
	イ 学生課長の使用に係る区域	学生課長	学生係長
(25) 医学科学学生舎	ア 全部（管理施設課長の使用に係る区域を除く。）	主任訓練教官	主任訓練教官が指名する者
	イ 食堂、ちゅう房及び事務室（浴室、便所等を含む。）	管理施設課長	給食係長
(26) 看護学科学生舎	ア 全部（管理施設課長の使用に係る区域を除く。）	主任訓練教官	主任訓練教官が指名する者
	イ 食堂、ちゅう房及び事務室（浴室、便所等を含む。）	管理施設課長	給食係長
(27) 食品庫	全部	管理施設課長	給食係長
(28) 倉庫（北）	ア 木工室	管理施設課長	営繕係長
	イ 管理施設課使用区域	管理施設課長	管理係長
	ウ 経理課使用区域	経理課長	用度第1係長
(29) 倉庫（南）	ア 総務課使用区域	総務課長	総務係長
	イ 経理課使用区域	経理課長	用度第1係長
	ウ 学生課使用区域	学生課長	器材係長
(30) 倉庫（東）	ア 総務課使用区域	総務課長	総務係長

		イ 厚生課使用区域	厚生課長	厚生第1係長
		ウ 学生課使用区域	学生課長	学生係長
	(31) 図書館	全部	図書館事務長	庶務係長
	(32) 学生センター	ア 全部（総務課長の使用に係る区域、売店等及び防衛省共済組合防衛医科大学校支部長が使用許可を受けている区域を除く。）	学生課長	学生係長
		イ 倉庫（1階）	総務課長	総務係長
		ウ 売店等及び防衛省共済組合防衛医科大学校支部長が使用許可を受けている区域	厚生課長	厚生第2係長
	(33) 7号館	全部	医学教育研修センター事務長	総務係長 医学科教務係長 看護学科教務係長
	(34) 学生等宿舍及び乾燥室	ア 学生課長の使用に係る区域	学生課長	看護学科学生係長
		イ 企画課長の使用に係る区域	企画課長	企画課長が指名する者

(35) 8号館及び9号館	ア 1階（談話ラウンジ、学生更衣室、保健室、待合室、相談室、保管倉庫及び共同倉庫を除く。）、2階（共同研究室）、3階（学生更衣室を除く。）、4階（会議室）	医学教育研修センター事務長	総務係長 医学科教務係長 看護学科教務係長
	イ 1階（共同倉庫）	総務課長	総務係長
	ウ 1階（談話ラウンジ、学生更衣室、保健室、待合室、相談室、印刷室及び保管倉庫）、3階（学生更衣室）	学生課長	看護学科学生係長
	エ 2階（共同研究室を除く。）、4階（会議室を除く。）	看護学科長	看護学科長が指名する者
(36) 玄関棟	ア 病院運営課長室及び病院運営課事務室	病院運営課長	医事係長
	イ 医療情報部長の使用に係る区域	医療情報部長	医療情報調整官
	ウ 薬剤部長の使用に係る区域（廊下を含む。）	薬剤部長	薬剤部副部長
	エ 会議室、印刷室	病院運営課長	総務係長

	オ 職員休憩室、レセプト審査室	病院運営課長	医事係長
	カ 待合ホール	病院運営課長	施設係長
(37)電算機棟	全部（渡り廊下を含む。）	情報システム課長	情報保証専門官
(38)診療記録室	全部	医療情報部長	医療情報調整官
(39)倉庫（中検棟北）	全部	医療情報部長	医療情報調整官
(40)外来棟	ア 外来診療の使用に係る区域	看護部長	外来看護師長
	イ 待合ホール	病院運営課長	施設係長
	ウ 病院運営課事務室	病院運営課長	医事係長
	エ 集中治療部長の使用に係る区域	集中治療部長	集中治療部長が指名する者
(41)中央検査棟	全部（純水棟及び特殊ボンベ庫を含む。）	検査部長	検査部技師長
(42)放射線棟	ア 全部（病棟に係る区域を除く。）	放射線部長	放射線部技師長
	イ 病棟に係る区域	看護部長	病棟看護師長
(43)放射線治療棟	全部（渡り廊下を含む。）	放射線部長	放射線部技師長
(44)MR I 棟	全部（渡り廊下を含む。）	放射線部長	放射線部技師長
(45)物療棟	ア 1階 全部	リハビリテーション部長	リハビリテーション部長が指名する者
	イ 2階 手術部長の使用に係る区域	手術部長	手術部看護師長

		ウ 光学医療診療部長の使用に係る区域	光学医療診療部長	光学医療診療副部長
		エ 超音波検査部門	内科部長	内科部長が指名する者
	(46)手術棟	ア 1階 全部 (検査部長及び輸血・血液浄化療法部長の使用に係る区域を除く。)	材料部長	材料部副部長
		イ 輸血検査室 (廊下を含む。)	輸血・血液浄化療法部長	輸血・血液浄化療法部副部長
		ウ 病理検査室 (廊下を含む。)	検査部長	検査部技師長
		エ 2階 全部 (渡り廊下を含む。)	手術部長	手術部看護師長
	(47)中央診療棟地下	搬送機械室及び操作室、医用機械室、純水室、ポンベ室及びリネン室	病院運営課長	施設係長
	(48)救急診療棟	ア 2階 全部 (渡り廊下を含む。)及び1階の蘇生室、処置室、高圧酸素治療室	副院長(管理・運営担当)	救命救急センター看護師長
		イ 1階 全部 (救急外来受付室、蘇生室、処置室及び高圧酸素治療室を除く。)	副院長(管理・運営担当)	外来看護師長
		ウ 救急外来受付室	副院長(管理・運営担当)	医事係長
	(49)東棟地下	ア 霊安室、控室及び給湯室	病院運営課長	医事係長

		イ 解剖室及び準備室、標本室	検査部長	検査部技師長
(50)東棟 1階	ア	守衛室、防災センター	病院運営課長	施設係長
	イ	看護部長の使用に係る区域	看護部長	看護部長が指名する者
	ウ	経理課長の使用に係る区域	経理課長	経理課長が指名する者
	エ	透析勤務員控室、透析倉庫、ICU倉庫	看護部長	病棟看護師長
	オ	病院運営課更衣室、病棟クラーク更衣室	病院運営課長	医事係長
	カ	入退院支援センター	地域医療連携室長	入退院支援センター長
	(51)東棟 2階	ア	ICU病棟及びCCU病棟	看護部長
	イ	人工透析室	看護部長	病棟看護師長
(52)東棟 3階	ア	全部（診療科の長の使用に係る区域を除く。）	看護部長	各病棟看護師長
	イ	医師室、カンファレンスルーム	診療科の長	診療科の長が指名する者
	ウ	病院運営課事務室、倉庫	病院運営課長	施設係長
(53)東棟 4階・6階	ア	全部（診療科の長の使用に係る区域を除く。）	看護部長	病棟看護師長

		イ 医師室、カンファレンスルーム	診療科の長	診療科の長が指名する者
(54) 東病棟 5階	ア	全部（診療科の長の使用に係る区域を除く。）	看護部長	病棟看護師長
	イ	医師室、カンファレンスルーム	診療科の長	診療科の長が指名する者
	ウ	看護部倉庫	看護部長	看護部副部長
(55) 東棟 7階	ア	院長室、応接室、副院長室、秘書室、会議室、倉庫、事務部長室、病院運営課事務室、管理当直室	病院運営課長	総務係長
	イ	病院企画調整官室、病院企画調整官付事務室	病院企画調整官	病院運営課運営企画係長
	ウ	看護部長室、看護部事務室、面談室、看護部倉庫	看護部長	看護部副部長
	エ	経理課倉庫	経理課長	経理課長が指名する者
	オ	医療安全・感染対策部事務室	医療安全・感染対策部長	医療安全・感染対策部長が指名する者
	カ	緩和ケア室	緩和ケア室長	緩和ケア室長が指名する者
	キ	認定看護師室、看護研修室	看護部長	看護部長が指名する者

		ク 総務課事務室	総務課長	人事第3係長
(56)東棟8階～12階	ア	全部（診療科の長の使用に係る区域を除く。）	看護部長	各病棟看護師長
	イ	医師室、カンファレンスルーム	診療科の長	診療科の長が指名する者
(57)西棟地下	ア	管理施設課長の使用に係る区域	管理施設課長	給食係長
	イ	霊安室、控室及び給湯室	病院運営課長	医事係長
	ウ	機械室及び操作室並びに医用機械室、ポンベ室及びリネン室	病院運営課長	施設係長
(58)西棟1階及び2階	ア	外来診療の使用に係る区域	看護部長	外来看護師長
	イ	待合ホール	病院運営課長	施設係長
	ウ	実習室、セミナールーム、モニタールーム	医学教育研修センター事務長	医学科教務係長
(59)西棟3階～9階	ア	全部（診療科の長の使用に係る区域を除く。）	看護部長	各病棟看護師長
	イ	医師室、カンファレンスルーム	診療科の長	診療科の長が指名する者
(60)自転車置場		病院地区の自転車置場	病院運営課長	施設係長
(61)電話交換機棟		全部	管理施設課長	工務第1係長

	(62) 発電機室	全部	管理施設課長	工務第1係長
	(63) 託児所 (隣接する自 転車置場を含 む。)	全部	厚生課長	厚生第2係長
	(64) 共用区域 等	ア 電気通信、 給排水、給湯、 冷暖房及びガス の、通電又は 供給を行うため の機械室	管理施設課長	工務第1係長 工務第2係長
イ 病院地区の エレベーター及 びエスカレータ ー並びに共同の 用に供する階 段、廊下、渡り 廊下、便所(各 室に設置されて いるものを除 く。)及び中央 地下道		病院運営課長	施設係長	
ウ 1号館、2 号館、3号館、 4号館、5号 館、6号館、7 号館、8号館、 9号館及び臨床 講堂における共 同の用に供する エレベーター、 階段、廊下、入 口扉、渡り廊下 及び便所		管理施設課長	営繕係長 工務第1係長 工務第2係長	
エ 売店等及び 防衛省共済組合 防衛医科大学校 支部長が使用許 可を受けている 区域		厚生課長	厚生第2係長	

付図

防衛医科大学校配置図

別紙様式第 1 (第 3 条関係)

施設 (修繕、模様替等) 申請書

防衛医科大学校長 殿 (企画部管理施設課長 気付)	管理施設 課長	補 佐	管財係長	係 長	係
申 請 日	. .		受付日	. .	
申 請 者 (使用責任者) 所属・氏名			連絡先 氏 名 T E L		
建 物 名			課 室 名		
申請内容	(図面等は別添のこと。)				
備 考					
作業 指示 書	作業指示日	. .		申請のとおり作業を実施の事	
	担 当 係	営繕・工務 1 ・工務 2		施工区分	外注 ・ 自施工
	品 名	規 格		数 量	備考
作業着手日	. .		作業実施者		
作業完了日	. .		完了確認者		

別紙様式第2（第3条関係）

国 有 財 産 毀 損 報 告 書

年 月 日

防 衛 医 科 大 学 校 長 殿
（企画部管理施設課長気付）

施設使用責任者
所 属
階級・氏名

次のとおり報告する。

- 1 発生日時
年 月 日（ ） 時 分頃
- 2 毀損場所（施設）※1
建物名称： 場所：
- 3 原因者所属部課室長等
所属
階級・氏名
- 4 原因者
所属
階級・氏名
- 5 毀損の状況及び理由
- 6 今後の対策（原因者所属長の意見）
- 7 処 置※2

※1 場所については、図及び写真等を添付すること。

※2 管理施設課記入